

中学受験に関する意思決定要因分析

—理想論だけの教育論争に対する異議—

目次 (予定)

序章	はじめに (研究意義・問題意識)
第1章	現状把握
1-1	歴史的経緯と制度について
1-2	教育という財の性質
第2章	私立中学受験の意思決定要因分析
2-1	問題意識・問いの確認
2-2	仮説：モデル構築
2-3	検証
第3章	考察、政策提言：現実に即した教育とは
3-1	考察
3-2	今後の教育政策に関する展望
終章	終わりに
	参考文献

序章 はじめに (問題意識・研究意義)

2008年、文部科学省中央教育審議会は学習指導要領の改訂を発表した。その中でも、約40年ぶりに総授業時間数が増加されることになり、マス・メディアは「ゆとり教育からの転換」と報道した。2002年より実施され、“ゆとり教育”と揶揄された学習指導要領は失敗だったのだろうか。それよりも私は、文部科学省の提唱する教育政策の目標が基本的に変わっていないにもかかわらず、実際の政策は右往左往しながら混乱していることの方が気にかかる。

いつの時代も「教育はこうあるべきだ」と、多数の人間が熱く議論を戦わせている。教育の学者や現場の教員だけでなく、一般人も一緒になって論争の輪に加わる。日本国民で

あれば、皆少なくとも小学校・中学校は経験しているから、教育は誰にとってもなじみのある話題なのだろう。さまざまな立場の人間が議論できるというのは、良いことなのかもしれない。

しかし、そこにこそ教育論議の混乱の原因があるように思う。教育関連の書籍や論文を眺めていて感じたのだが、この分野には、胡散臭い空疎な理想論¹が非常に多い。いち保護者の体験談だけで本が一冊書けてしまうこともある。しかも教育政策を司る文部科学省の発表でさえも、「生きる力」や「確かな学力」など曖昧な表現が多い。だからこそ、私が経済学を学ぶ末端者として教育を語るからには、そういった理想論に振り回されず、できる限り冷静に、実証的に論じるべきだと思うのである。本論では、私の“教育論”を熱く語る前に、1章にて教育の財としての性質や、教育政策の歴史的経緯について明らかにしていく。

ところで、本論で教育政策について論じるにあたり、小・中学校教育に焦点を絞ったのには訳がある。それは、小・中学校教育が義務教育課程であり、多くの子供が何もしなくても入学できる近所の公立校に通うと同時に、受験をしなければ入学できない遠方の（少なくとも指定された近所の公立校よりは）国・私立校に通う者もいるからである。特に近年首都圏²や関西都市部³の中学校では国・私立校志向が高まり続け、約2割の児童⁴が中学受験をするらしい。当時受験をしなかった私は「何故、近くにタダで行ける学校があるのに、わざわざ高いお金をかけて遠くの学校に通うのか。」と疑問に思っていた。しかしこれを経済学的に解釈すると、(わざわざかける高いお金=費用) < (国・私立校に通うことによって得られる効用) となるから、受験をすると考えられる。そしてこの“国・私立校に通うことによって得られる効用”にこそ、現在の公教育に足りないもの、即ち教育政策が対応し切れていないものが隠されているに違いない。進学塾の情報誌⁵によれば、2002年度学習指導要領改訂の実施によって授業時間数を削減したことが公教育不信と国・私立志向を高めた原因であるとされているが、定量的な証拠は何もないので、真偽の程は定かではない。よって、2章にて国・私立校を受験する要因分析をし、それを通して今後の教育政策の在り方について3章で考えていこうと思う。なお、小学校受験はサンプルが少なすぎため、本論において国・私立校受験は中学校に限らせていただく。

1 小塩 (2003)

2 東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県とする。

3 大阪府、兵庫県、京都府とする。

4 小学校に通う子供

5 市進学院 (2009) など

1章 現状把握

1-1 歴史的経緯と制度について

(1) 教育政策の変遷

はじめに、教育政策がこれまでどのような経緯をたどってきたのか見ていこうと思う。以下に戦後から現在までの主な教育政策と、その当時文科省⁶が答申などで発表していたキャッチフレーズや論争の流れを表にまとめてみた。通して見ると、約10年周期で指導要領⁷の改訂が行われており、そのたびに論争の流れが変わっていることがわかる。即ち、教育政策の転換点はこの指導要領改訂にあると言える。

西暦	元号	教育政策	当時のキャッチフレーズなど
1947	昭和 22	教育基本法公布	児童中心主義、生活経験主義
1951	昭和 26	指導要領改訂	
1958	昭和 33	指導要領改訂	学力観論争、系統主義
1968	昭和 43	指導要領改訂	教育内容の現代化
1977	昭和 52	指導要領改訂	ゆとりのある充実した学校生活
1984	昭和 59	臨教審 ⁸ 設置(～'87)	学校教育の自由化
1989	平成元	指導要領改訂	新学力観
1995	平成7		公教育のスリム化
1996	平成8		生きる力(中教審 ⁹)
1998	平成10	指導要領改訂('02実施)	
1999	平成11	公立中高一貫校設置	学力低下論争
2002	平成14		確かな学力
2006	平成18	教育基本法改正	
2008	平成20	指導要領改訂('12全面実施)	

(出所) 樋口(2007)などをもとに筆者作成

表 1 教育政策の推移

⁶ 文部科学省。2001年、文部省と科学技術庁が統合して誕生した。

⁷ 学習指導要領のこと。文科省が定めた教育課程の基準。本論では、特に断りのない限りは小・中学校対象のものとする。

⁸ 臨時教育審議会のこと。中曽根首相のもと1984～1987年限定で設置された私的諮問機関。

⁹ 文部科学省に置かれている中央教育審議会のこと。主に教育の振興や、生涯学習の推進を対象とし、課題の性質ごとにいくつかの分科会がおかれている。

はじめ日本の戦後教育はGHQ主導であった。このときはアメリカの教育学者デューイの「経験主義」の考え方を反映し、社会科や家庭科など実生活の体験を重視していた。しかし、これが戦前よりも基礎学力を低下させたと問題になり、サンフランシスコ平和条約を締結してから初めての指導要領改訂となる1958年、知識技能の教育を重視した「系統主義」へ転換がなされ、その次の1968年改訂まで学習内容や学校行事の拡充が行われている。なおこの頃、何をもって学力とするかという「学力観」についても議論されている。高度経済成長期を通して日本は豊かになり、高校・大学の進学率も上昇していった。

ところが、一方で詰め込み教育や受験競争の激化、落ちこぼれ、校内暴力などの問題が浮上した。そこで、「ゆとりある充実した学校生活の実現」を目指し、子供の学習負担の適正化を図ったのが1977年改訂である。そう、「ゆとり教育」という言葉はこの頃から既に存在していたのである。しかし授業時間数が削減されたことにより、塾通いが日常化し、かえって競争が激化した。また、この頃から財界の私的教育懇談会を筆頭に「教育の自由化」が叫ばれた。当時の中曽根首相指揮のもと、画一的な教育では優秀な人材は育たないとして、臨教審主導で学校教育制度の多様化・弾力化を目指して、能力別の授業を容認するなど教育に市場原理主義の導入を図った。言葉は悪いが、要するにエリート教育の推進である。学校選択制が提唱され始めたのもこの頃である。

1989年改訂では、知識や理解よりも関心・意欲・態度を重視する「新学力観」が提唱され、1990年代の学校教育の新たな方向性となった。それから1998年に改訂が行われるまでの間、財界から教育の自由化に加えて公教育のスリム化を求める声上がり、これを受けて中教審は1996年の答申で「生きる力¹⁰」を提唱した。これに基づいて作成された指導要領には、総合的な学習の時間の設置が盛り込まれ、授業時間数や学習内容の削減、学校週5日制などが定められた。現在マスメディアで騒がれ、私たちの認識下にある“ゆとり教育”とは、この1998年改訂によって2002年より実施された教育課程のことを指す。

しかし、この改訂による公教育のスリム化は、前述したエリート教育の推進とはならなかった。改訂後まもなく教育改革国民会議¹¹でゆとり教育の見直しが論議されており、文科省は2002年「確かな学力」の向上を宣言した。そして2008年改訂で「ゆとり」からの転換と学力重視が打ち出され、1998年改訂で削減された学習内容が一部復活、授業時間数も約40年ぶりに増加するのである。

¹⁰ 中教審1996年答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」によれば、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力」である。

¹¹ 小渕首相の決裁によって2001年4月まで設置された私的諮問機関。主に教育基本法の改正や奉仕活動実施の検討がなされていた。ここで提案されたことの多くは、引き続き中教審で審議されている。

ここで教育政策の経緯をざっと眺めてきたが、どんな印象を持たれただろうか。私は、個性重視主義・ゆとり教育と知識偏重主義・詰め込み教育の間を彷徨っていると感じた。つまりは、良かれと思ってやった政策が、とことん裏目に出ているのである。学力を重視すれば画一的な教育になり、公平性は増すがエリートは育たないし落ちこぼれも生まれる。かといって個性を重視すれば能力別の教育ができ、効率性は増すが子供の学力は全体的に落ちる。その間家庭は学校教育に対する不信感を募らせて子供を塾に通わせたり中学受験をさせたりする（図1・図2）。すると競争が過度に激化し、家庭の経済力によって消費できる教育の量が違うために格差も生まれ、後に所得階層の固定化につながる。

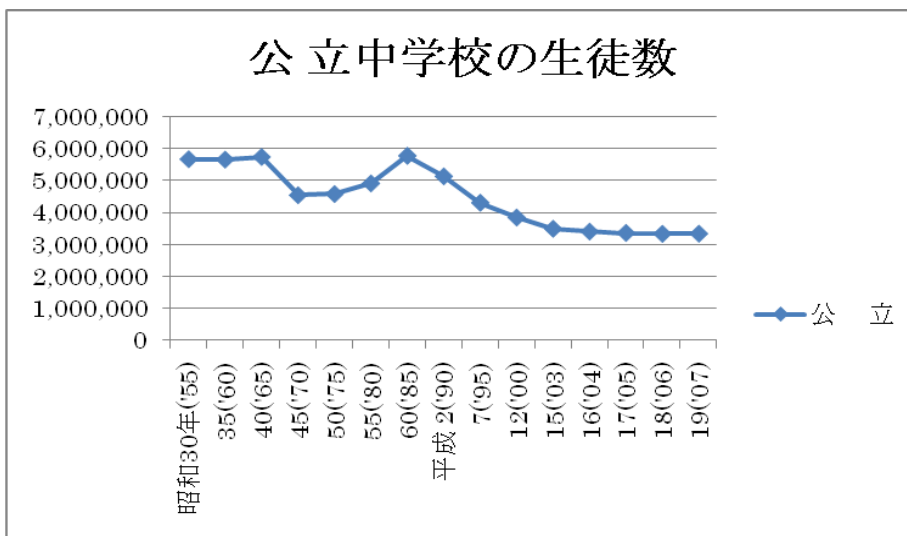


図1 (出所) 文部科学省平成20年度文部科学要覧

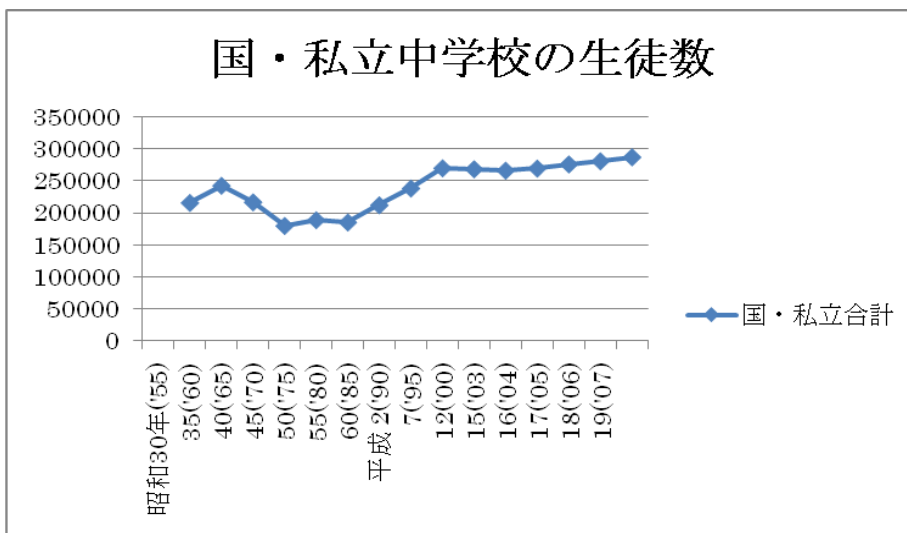


図2 (出所) 文部科学省平成20年度文部科学要覧

これは今日叫ばれている「教育格差」問題にも通じるであろう。しかし、教育が政府だけによって供給されないのであれば、格差が生じるのは当然のことであり、格差そのものをやたらと問題視するのは冷静な議論ではない。問題は、政府の思惑によって生まれた教育政策とそれを受けて実際に家庭がとる行動との間に乖離が生じていることである。その原因は序章でも述べたとおり、教育の問題に関する議論がさまざまな立場の人でも参加可能であり、しばしば各人の経験をもとにした理想が熱く主張される側面を持っているからだと考えている。また、実は教育成果を数値化するのはとても難しく、この教育政策の転換の原動力になる指標らしきものも学力テストの点数くらいのもので、どんな政策を施せば成功と言えるのかが目に見えにくいことも原因であろう。

そこで、序章で述べた中学受験の決定要因分析の登場となる訳である。教育政策が主に対象とするのは公立学校であり、国・私立の学校はある程度独自の教育を生徒に提供することができる。公教育では足りないものを求めて受験をすると考えられるのならば、その意思決定要因をつきとめれば教育政策の何が悪いのか、何をすれば良いのかが見えてくると、私は考えたのである。

(2) 中学受験の現状

そこで、現在の中学受験はどうなっているのか確認しておこう。市進学院(2009)によれば、首都圏の小学6年生の国・私立中学実受験生数¹²・受験率¹³は図3のように推移している。1990年代以前のデータがないのが苦しい限りだが、2008年まではずっと受験率が上昇していることがわかるだろう。なお、図3では公立中高一貫校のみを受けた生徒が含まれていないため、それも含めると2009年もずっと上昇し続けている可能性が高い。

¹² 国・私立中学の入試応募総数のうち、実際の受験生の人数。一人の受験生が複数校受験することが多いため、推定値となっている。

¹³ 小学6年生卒業生に占める実受験生数の割合。受験率＝実受験生数／小学6年生数

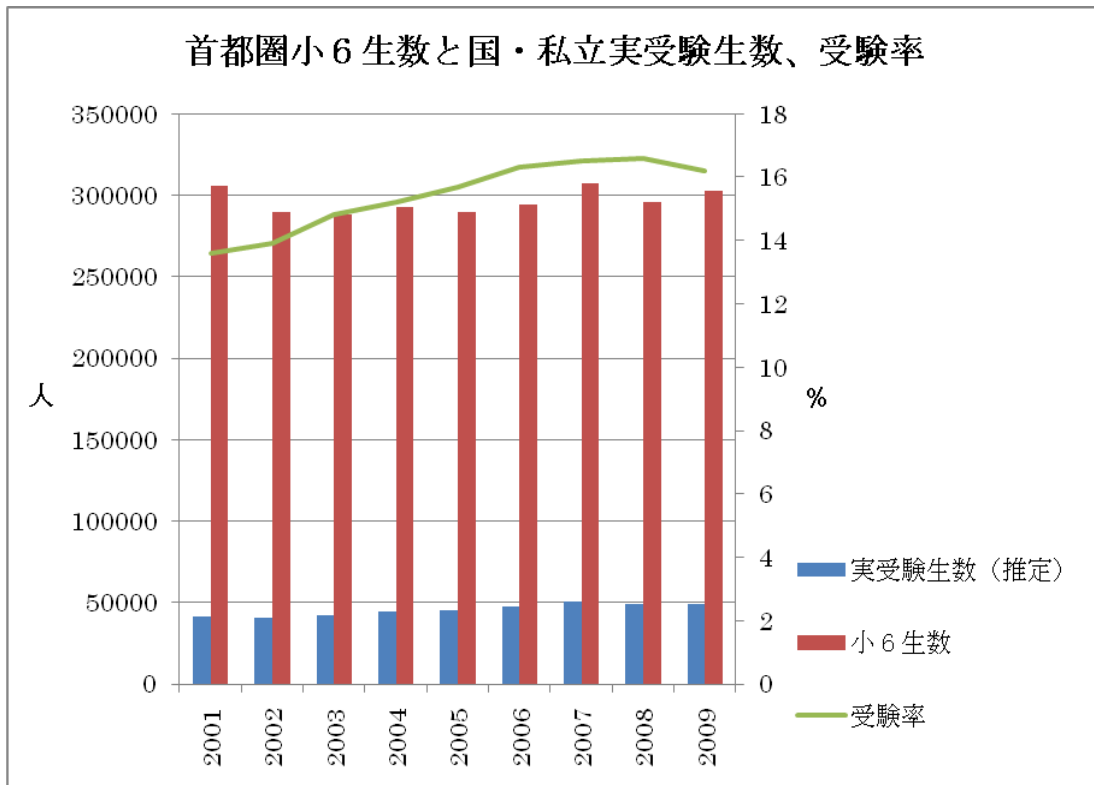


図3 (出所) 市進学院 (2009)

「2010年入試用首都圏国立・私立・公立一貫中学受験ガイド」

この要因として市進学院 (2009) は、1990年代頃までは就職難を反映して大学付属校や大学進学に有利な進学校の人気が高かったこと、1998年指導要領改訂が実施された2002年以降は保護者たちが子供の学力低下に不安を感じて独自のカリキュラムを持つ国・私立校に救いを求めたことを挙げている。

なお余談ではあるが、2008年指導要領改訂に対して市進学院 (2009) は「全面導入にはまだ時間があるうえ、独自カリキュラムの公立中高一貫校や国・私立校には効果が薄いため、中学受験率に大きく影響することは当分ない」としている。

ところで、この受験率の上昇は首都圏や関西都市部など、人口の多い地域に限ってある傾向だということを、ここで断っておこう。実は、それ以外の地域では中学受験はあまり一般的ではない。国・私立中学校数が極端に少なく、選択できる学校が限られているからである (図4)。これらの地域では、私立中学は公立中学の勉強についていけない子供のためのもの、という感覚であるらしい。

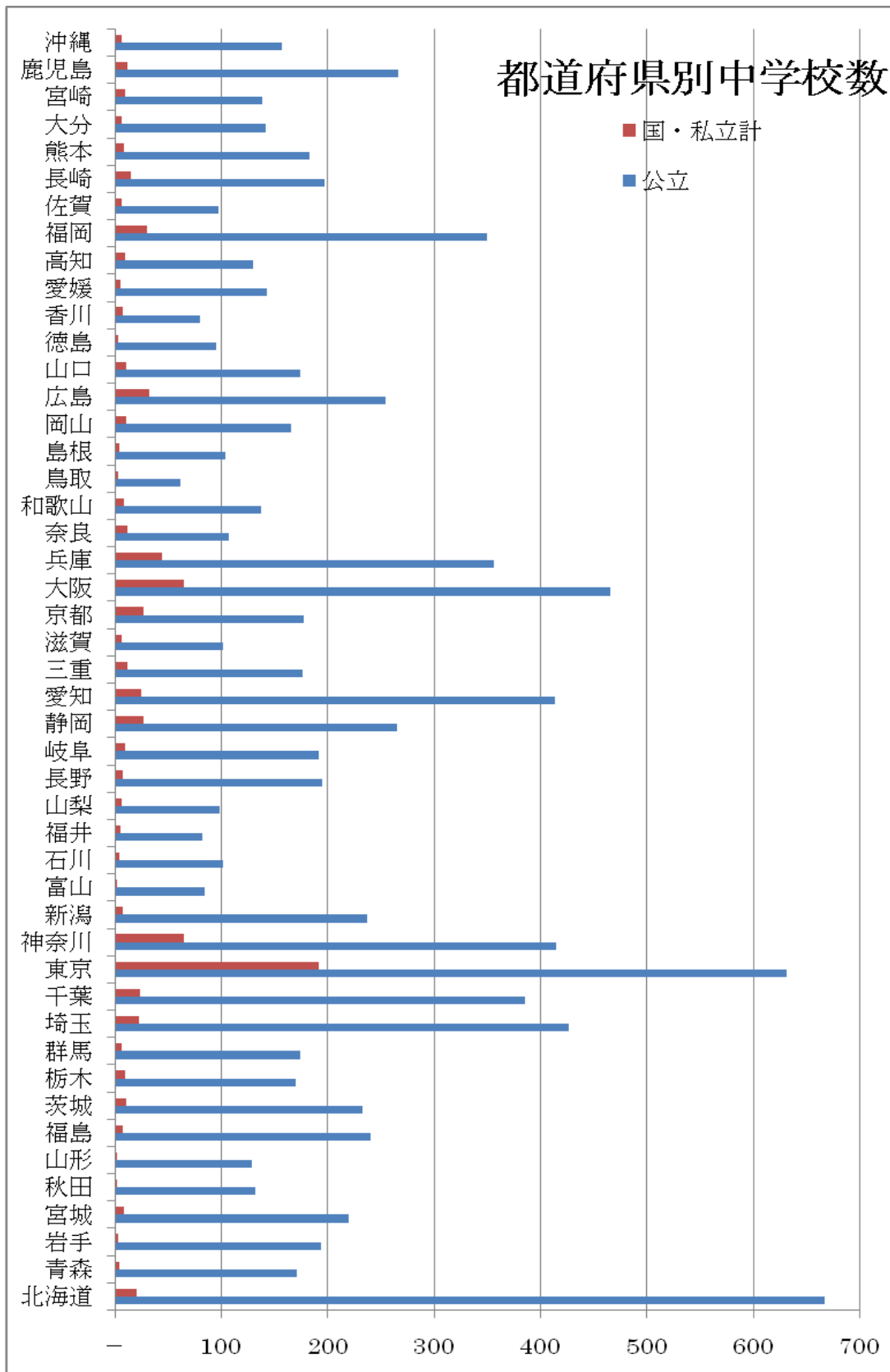


図4 (出所) 文部科学省(2008)「学校基本調査」より筆者作成

なぜそのような地域格差があるのかという疑問はあるが、本論では中学受験の決定要因に問題意識を置いているため、対象とする地域を比較的中学受験の盛んな都市部に限ることとする。

ではさっそく中学受験の決定要因分析をしたいと思うが、その前に教育の経済学的な性質について確認をしておこう。

1-2 教育の性質

(1) 教育の供給

公共経済学の中で、教育は「公的に供給される私的財」と分類され、しばしば公共財と一緒に語られる。公共財とは、国防や道路など政府が供給するサービスのことであり、誰かがそのサービスを消費しても、他の人の消費を妨げることはなく（非競合性）、特定の個人がサービスを享受しないように排除することができない性質（非排除性）を持っている（図5）。この場合、料金を課しても課さなくても消費者はサービスの消費ができるため、料金を課すと皆消費しなくなってしまう（過少消費）。すると、そのサービスを供給しようというインセンティブもなくなるので、過少供給になる。それでも人々の日常生活にとって必要不可欠なものなので、政府が積極的に介入して社会全体で必要な分を供給するのである。一方で、教育には非競合性も非排除性もない。これを「私的財」と呼ぶ。

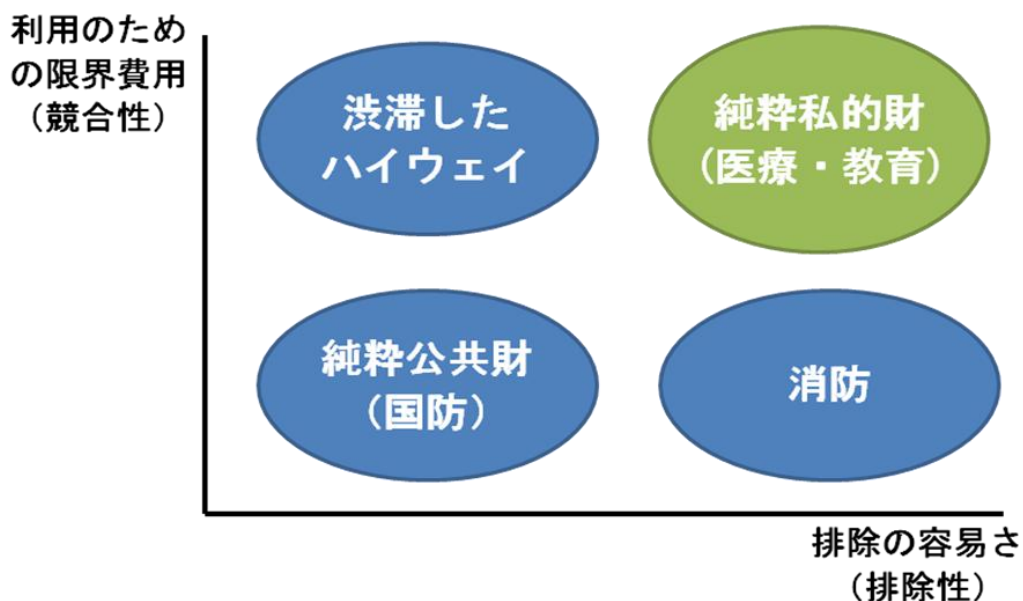


図5 (出所) スティグリッツ(2006)より筆者作成

公共財でもないのに政府が供給する理由は、「①正の外部性があるため」「②教育は価値財であるため」「③機会の平等を保障するため」の3点を挙げるができる。

- ① 正の外部性:教育がもつ限界便益は、教育を受けたものだけではなく、社会全体に及ぶ。国民一人一人の教育水準が上がれば、個人だけでなく国全体の生産性が向上する。もしこれが市場メカニズムによって調整されると、教育の供給量は過少になる（上記、過少消費・過少供給参照）。よって、政府が社会全体にとって望ましい水準の供給を維持させている。
- ② 価値財:政府の温情主義によって強制的に教育を受けさせている。
- ③ 機会平等の保障:教育は所得が高い世帯の子供ほど質の高い教育を受けられる、という性質を持っている。すると、将来所得階層が固定化される可能性が高くなるため、それを防いでいる。

そして、政府は「一律的供給」という方法で教育を供給している。一律的供給とは、ある財をすべての人に同量供給することであり、個人の取引費用を節約することができる（図6）。

しかし、個人にとってその財を消費したいと思っている量はそれぞれ異なるため、過少消費になる人と過剰消費になる人が出てきてしまう（図7）。

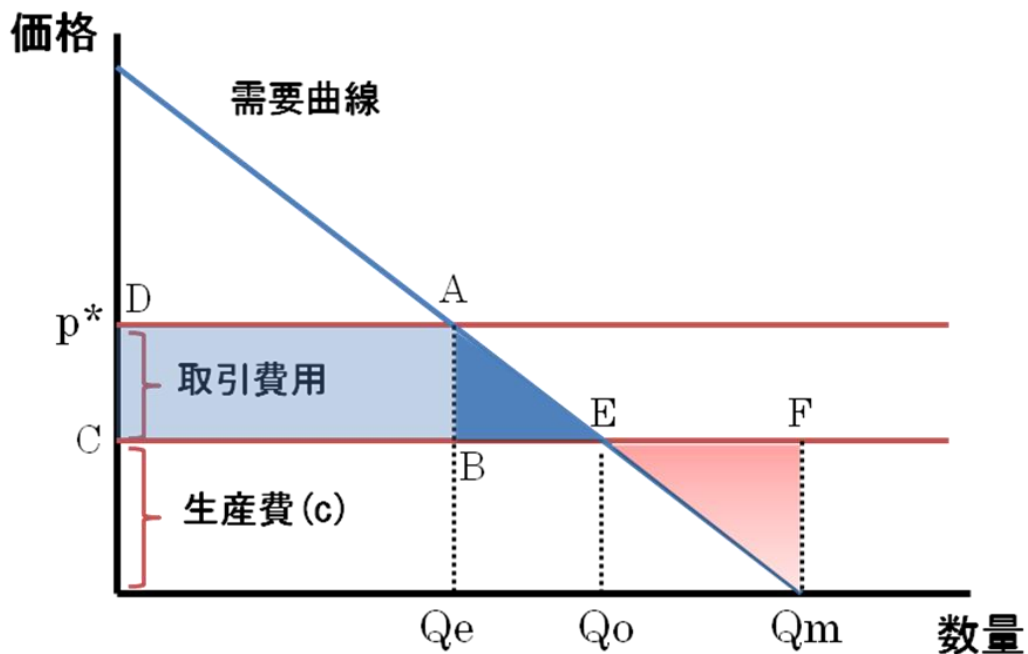


図6 (出所) スティグリッツ(2006)より筆者作成

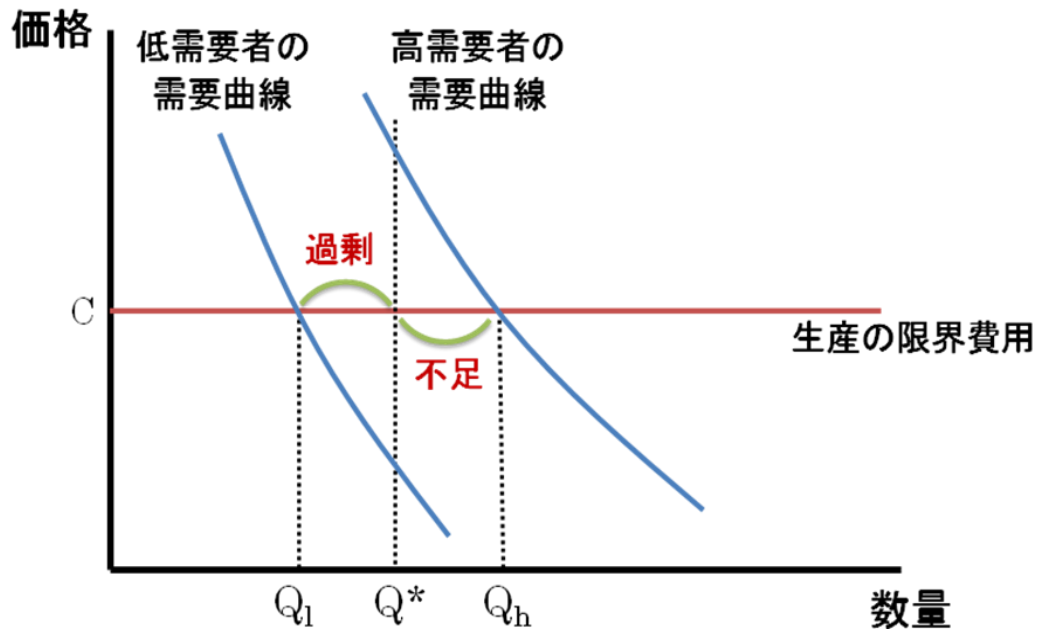


図7 (出所) スティグリッツ(2006)より筆者作成

なお、教育の財源は地方自治体の歳出の一項目に過ぎない。“教育税”という目的税は存在せず、教育に対する受益と負担の構造が見えにくくなっている。よって私立校に通う子供を持つ家庭は、公立校に使われるであろう通常の税負担に加えて、私立校の授業料も負担しなければならない。

(2) 教育の需要

では、なぜ人は教育を需要するのだろうか。この問いに対する答えとしては G. ベッカーの「人的資本論」と M. スペンスの考案した「シグナリング理論」が有名である。人的資本論では教育が個人の生産性を高め、将来の賃金も高めてくれるために需要するとしているのに対し、シグナリング理論は教育の効果をあまり信用しておらず、個人の能力を証明する学歴が欲しいから需要するとしている。

しかし、小塩(2003)は人的資本論・シグナリング理論を「教育を投資の側面からしか見えない」と批判している。教育はたしかに投資財の性質を持っているが、消費財の性質も併せ持っていると主張する。小塩(2003)はこれら教育の需要目的二つに加えて、需要の意思決定主体を子供(本人)と保護者に分け、教育需要を4種類に分類している(図8)。

また、中神(2007)は無差別曲線を用いて、ある個人の教育に対する選好を示し、どのようなときに公立校ではなく国・私立校を選択するかを表している(図9)。しかし、これは逆に教育を消費の側面からしか捉えられておらず、意思決定主体も考慮されていないので、疑問に思うところが多い。

		目的	
		投資	消費
意思決定主体	子供(本人)	①	②
	保護者	③	④

<例>

- ① ビジネス・スクール（社会人向け教育）
- ② お稽古、習い事（趣味、市民大学講座）
- ③ 早期受験（子供を良い学校に通わせる）
- ④ 早期受験（誇示的消費）

図 8 （出所）小塩(2003)より筆者作成

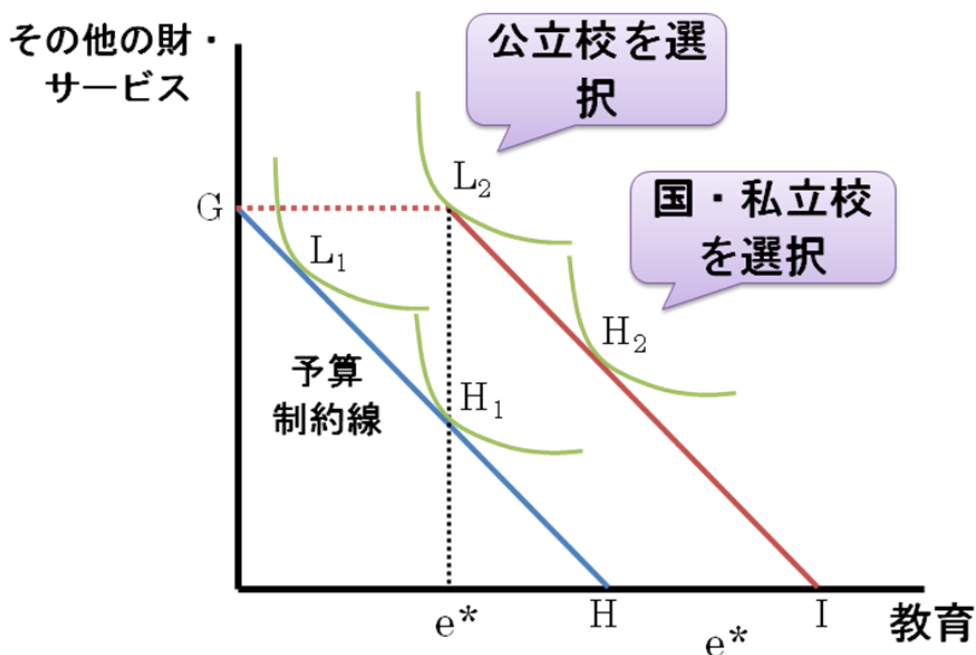


図 9 （出所）中神(2007)

投資の重要な決定要因は、将来に関する期待と利子率である。実質利子率が低下すると投資量は増加する。経済学上では、将来に関する期待は計測できないため、固定的である

と仮定されている。(図10)

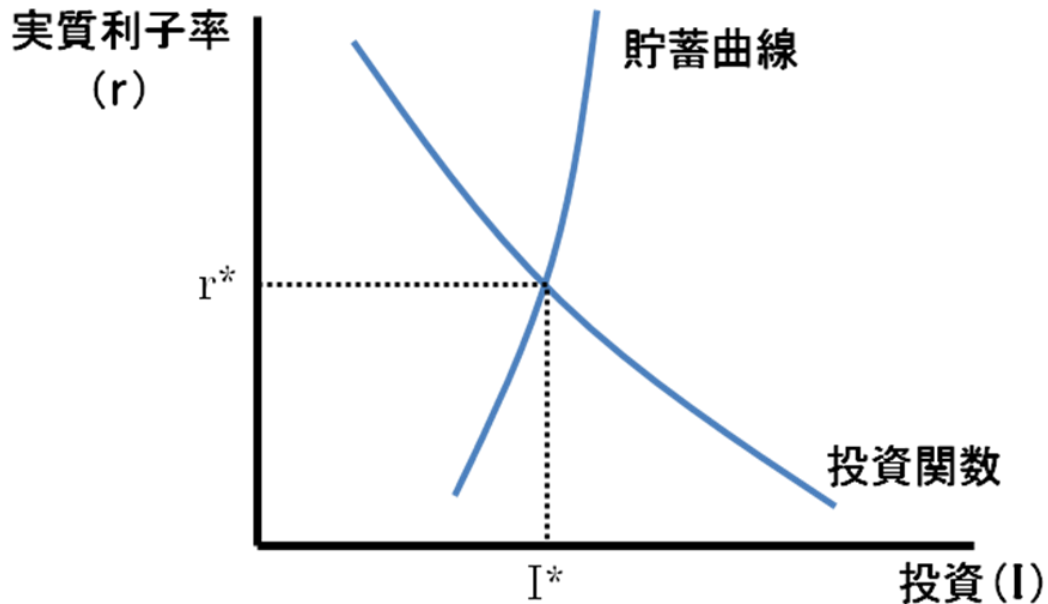


図10 (出所) スティグリッツ(2007)より抜粋して筆者作成

また、消費は所得が最も重要な決定要因であり、通常所得の高い家計ほど多く支出する。税支払い後の所得である可処分所得が用いられることが多い。消費関数は、数学的には独立消費水準 (a 、可処分所得がゼロであっても行われる消費)、限界消費性向 (m 、可処分所得が1ドル増加するときの消費支出の増加額)、可処分所得 (Y) を用いて $C=a+mY$ と表せる (図11)。

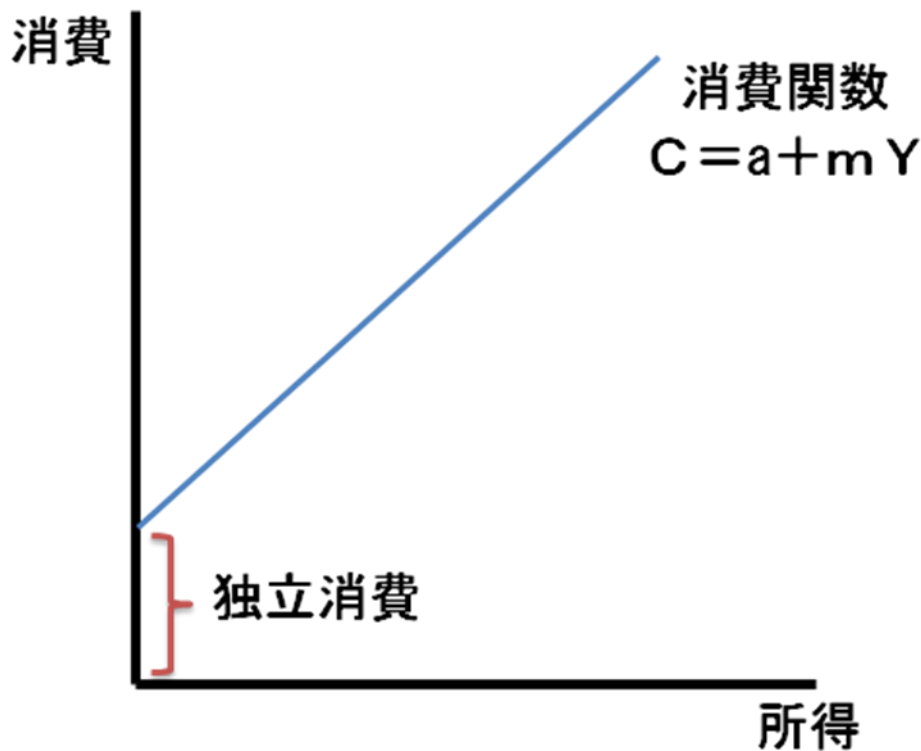


図 11 (出所) スティグリッツ(2007)より抜粋して筆者作成

つまり、教育が投資財と消費財両方の側面を持っているならば、教育の需要量即ち公立と国・私立どちらに行くかという問題は、“将来に対する期待（不確実性）”と“所得”によって決まることとなる。

参考文献・URL

【書籍】

- 荒井一博（1995）『教育の経済学：大学進学行動の分析』有斐閣
———（2002）『教育の経済学・入門：公共心の教育はなぜ必要か』勁草書房
市川伸一・和田秀樹（1999）『学力危機—受験と教育をめぐる徹底討論』河出書房新社
井上一馬（2001）『中学受験、する・しない？』筑摩書房
小川哲哉ほか（2008）『日本教育史概論』青簡舎
小塩隆士（2003）『教育を経済学で考える』日本評論社
権丈善一（2006）『医療年金問題の考え方：再分配政策の政治経済学Ⅲ』慶応義塾大学出版

会

J・E・スティグリッツ (2006) 『スティグリッツ公共経済学 (上) 第2版』東洋経済新報社

J・E・スティグリッツ (2005) 『スティグリッツ入門経済学第3版』東洋経済新報社

樋口修資・編著 (2007) 『教育行政概説：現代公教育制度の構造と課題』明星大学出版部

明星大学初等教育研究会編 (2007) 『初等教育原理』明星大学出版部

【雑誌・論文】

市進学院 (2009) 『2010年入試用 首都圏国立・私立・公立一貫 中学受験ガイド』pp.4-15

小塩隆士・田中康秀 (2008) 「教育サービスの「準市場」化の意義と課題—英国での経験と日本へのインプリケーション—」『季刊 社会保障研究』第44号,pp.59-69

週刊東洋経済 (2008) 「特集／子ども格差」『週刊東洋経済』2008.5.17号,pp.36-67

——— (2009) a 「特集／日本をぶち壊せ！30BIG IDEAS」『週刊東洋経済』2009.4.25号,pp.76-77

——— (2009) b 「特集／本当に強い中高一貫校」『週刊東洋経済』2009.6.20号,pp.30-77

中神康博 (2007) 「日韓における教育の課題」『教育の政治経済分析—日本・韓国における学校選択と教育財政の課題—』pp.1-28

西丸良一 (2008) 「大学進学に及ぼす国・私立中学校進学の影響」『教育学研究』第75巻,第1号,pp.24-32

文部科学省 (2008) 『平成19年度 文部科学白書』

矢野経済研究所 (2008) 『教育産業白書』

Yoon Ha Yoo (2002) 「教育需要と競争：良い学校に入学するために」『教育の政治経済分析—日本・韓国における学校選択と教育財政の課題—』pp.105-140

【参考 URL】

文部科学省 <http://www.mext.go.jp/>

総務省統計局 <http://www.stat.go.jp/>